

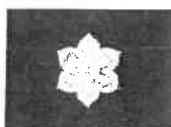
(報 告)

オーストラリア連邦クイーンズランド州教育省との協力協定の
延長について令和3年12月17日
高 校 教 育 課

平成28年11月14日に締結（平成30年11月14日更新）していますオーストラリア連邦クイーンズランド州教育省と教育に関する協力協定を延長することとなりましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 協定期間 令和4年1月1日 署名日から5年間
ただし、先方国の外務省による他国との協定承認基準が厳格化されており、期日までに承認が下りない場合は、2月1日以降に再締結する方向で調整（現協定は令和3年12月31日まで有効）
- 2 協力内容
 - ・クイーンズランド州で日本語及びSTEMを履修している生徒等に対する日本文化理解及び日本語習得の奨励
 - ・クイーンズランド州立学校での府からの生徒受け入れ等（府立高校「海外サテライト校」事業）
- 3 取組実績
平成27年度～令和元年度
STEM研修の受入・・・府内3校（南陽、木津、田辺）において累計50名受け入れ
また、南陽生徒宅でホームステイ受け入れを実施
海外サテライト校・・・年間10名程度、累計45名派遣
令和2年度以降
コロナ禍により交流中止
- 4 延長後の変更点
 - ・新たに「オンライン」による生徒の交流を追加
 - ・双方の役割に係る項目を追加
 - ア 毎年協議・報告の場を設定
 - イ 新規プログラムの積極的開拓
 - ウ 各当事者が負うべき費用の明確化
 - エ 双方とも活動ごとに報告書を作成、共有



2016 年 教育に関する趣意書

日本国京都府教育委員会とオーストラリア連邦クイーンズランド州教育訓練省との間の

協力協定

1. 目的

- 1.1 日本国京都府教育委員会とオーストラリア連邦クイーンズランド州教育訓練省（以下「両当事者」という。）は、オーストラリア連邦と日本国の教育機関および学校間において連携することにより、双方にとって多くの文化的及び教育的利益を得ることを確認する。
- 1.2 本趣意書は、平等及び相互利益の理念に従い、国際教育の分野において協力関係を探究していくため、理解すべき事項を明らかにし、両当事者双方の意向を示すものである。

2. 指針

- 2.1 両当事者は、両国の法律に従って、可能な限り協力し、相互の利益と信頼に基づき、連携をさらに発展させる可能性を追求していくことに合意する。
- 2.2 本趣意書は、法的拘束力を持たず、両当事者の意向を表すものにすぎない。

3. 期待される協力分野

- 3.1 本趣意書に基づき目指すべき協力機会は以下を含むのとおりである。
 - クイーンズランド州で日本語及び STEM を履修している生徒、日本語若しくは STEM の一方を履修している生徒又はその他の生徒に対し、日本の文化を理解し、日本語を修得するよう奨励する。
また、京都府の生徒に対しても同様の事業を行うことがある。
※STEM=科学(science)、技術(technology)、工学(engineering)及び数学(mathematics)
 - 府立高校海外サテライト校事業を含む現在の海外留学支援事業を踏まえ、京都府及びクイーンズランド州双方の生徒にグローバル化の恩恵がもたらされるよう、クイーンズランド州立校は継続して京都府からの生徒を受け入れる。
 - 日本との連携を希望しているクイーンズランド州立校に京都府の学校を紹介することにより、エデュケーション・クイーンズランド・インターナショナル (EQI) が実施する留学プログラムがもたらす利益の増大及び向上を図る。
- 3.2 最終的に、姉妹校関係が締結された場合、詳細については、本趣意書ではなく、法的拘束力を持つ別の書面等による。

4. 期間

4.1 本趣意書は、最後に署名した方の当事者の署名日から有効となり、2年間効力を持つ。

4.2 本趣意書は、両当事者のうちどちらか一方が、連携終了日を書面でもう一方の当事者に通告することで、いつでも解除できる。

なお、両当事者は、本趣意書の終了を希望する一方の当事者に対し、可能な限り3ヶ月前に通知するよう要求することができる。

5. 変更

5.1 本趣意書は、両当事者による書面での合意により、変更することができ、双方が同意した日から有効とする。

6. 効力

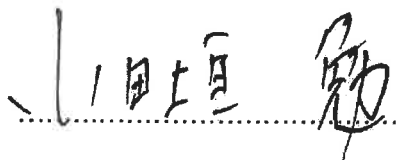
本趣意書は、

- 法的拘束力を生じるものではなく、当事者いずれにも法的義務を課すものではない。
- 当事者のいずれかを有利にする又は拘束する契約、もう一方を代表する権利、その他権利又は義務を生じさせるものではない。
- 新たな協定や連携を行うこと又はそのための交渉を進めることに対し、一方の当事者へ義務を生じさせるものではない。
- 両当事者がその他の協力協定を締結することを妨げるものではない。

本趣意書は、両当事者間において代理、請負、共同事業者又はジョイントベンチャーの関係を構築するために締結するものではなく、したがって、両当事者は双方を前述の関係と表明することはできない。

本文書は、クイーンズランド州の情報を求める権利に関する法律および京都府情報公開条例により、開示される可能性がある。

7. 両当事者の署名:



京都府教育委員会
教育長



閣下ケイト・ジョーンズ MP
教育大臣と
観光と主なイベントの大臣
クイーンズランド州、オーストラリア

日付: 2016 年 11 月 14 日

日付: 2016 年 11 月 2 日

2016～2018 年教育に関する趣意書（SOI）の変更

クイーンズランド州（クイーンズランド）と京都府教育委員会（BOE）は、2016 年 11 月 14 日付けでクイーンズランド州教育省（DoE）と京都府教育委員会が署名した教育に関する趣意書（SOI）の内容を下記の通り変更する。

- クイーンズランド州教育省と京都府教育委員会は「正式な連絡先」条項を以下記載の通り追記することに合意する。

正式な連絡先

クイーンズランド州教育省

担当者:	ジーナ・フェラーロ
役職:	教育省国際部 国際サービス マネージャー
住所:	Level 18, 30 Mary Street Brisbane QLD 4000 AUSTRALIA
電話:	+61 7 3513 5756
ファックス:	+61 7 3513 5782
メール:	gina.ferraro@qed.qld.gov.au

京都府教育委員会

担当者:	立久井 聡
役職:	京都府教育庁 指導部 理事
住所:	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ

	内町
電話:	+81 75 414 5846
ファックス:	+81 75 414 5847
メール:	koukyou@pref.kyoto.lg.jp

- クイーンズランド州教育省と京都府教育委員会は趣意書の「期間及び変更」条項を変更し終了日を2021年12月31日に延長することに合意する。

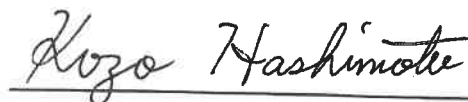
この期間延長に関する変更文書は両当事者の正当な権限を有する代表者によって署名される。

クイーンズランド州教育省の代表として署名

京都府教育委員会の代表として署名



クイーンズランド州教育省国際部
エグゼクティブ・ディレクター
スティーブン・ビッグズ



京都府教育委員会
教育長
橋本 幸三 様

日付： 2018 年 11 月 14 日

日付： 2018 年 11 月 14 日

